

# 東京大学資金管理規程

(平成16年4月1日東大規則第175号)

改正：平成19年7月1日東大規則第15号

改正：平成22年3月30日東大規則第149号

改正：平成28年3月23日東大規則第58号

改正：平成29年9月28日東大規則第25号

改正 令和2年6月25日東大規則第5号

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、東京大学会計規程（平成16年規則第8号。以下「会計規程」という。）第5章の定めるところにより、資金繰計画、資金調達、資金運用、資金管理報告等について必要な事項を定め、その業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程における資金管理業務とは、資金繰計画、資金調達、資金運用、資金管理報告等、資金取引に関する全ての資金業務をいう。

(善管注意義務)

第3条 資金管理業務に携わる者は、法令及び規程の定めに従い、善良な管理者の注意をもってその職務を行わなければならない。

## 第2章 資金管理方針

(資金管理方針の作成)

第4条 総長は会計規程第42条に基づき、安全性及び流動性を確保した上で、効率的な資金管理方針を作成しなければならない。

2 総長は、前項の資金管理方針を作成し、またはこれを変更する場合、経営協議会の審議及び役員会の議決を経なければならない。

## 第3章 資金繰計画

(年次資金繰計画)

第5条 総長は会計規程第42条に基づく資金繰計画(以下「年次資金繰計画」という。)

を資金管理方針にしたがって作成しなければならない。

- 2 総長は前項の年次資金繰計画を作成する場合、経営協議会の審議及び役員会の議決を経なければならない。
- 3 年次資金繰計画を見直す必要が生じた場合、総長は前項に準じた手続きを行わなければならない。

(四半期資金繰計画)

第6条 財務部長は前条の年次資金繰計画をもとに、資金管理方針に従って、爾後3ヶ月間にわたる日別の資金繰計画(以下「四半期資金繰計画」という。)を作成しなければならない。

#### 第4章 資金調達

(長期資金の調達)

第7条 資金調達担当理事は、年次資金繰計画及び四半期資金繰計画(以下「資金繰計画等」という。)に基づき、資金管理方針に従って、長期借入金の借入れ又は東京大学法人債の発行により期間1年超の資金調達を行うものとする。

- 2 資金調達にあたっては、条件、商品特性、調達期間等を比較検討し、効率的な資金調達を行わなければならない。
- 3 資金調達担当理事は、前2項により資金調達を行う場合、償還計画を作成し、経営協議会の審議及び役員会の議決を経るものとする。償還計画の実施が困難となり、当該計画を変更する場合も、同様とする。
- 4 資金調達を行った場合は、各事業年度終了時に、償還の実施状況を経営協議会及び役員会に報告するものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、資金調達について必要な事項は、別に定める。

(短期資金の調達)

第8条 資金調達担当理事は、資金繰計画等に基づき、資金管理方針に従って、期間1年以内の資金調達を行うものとする。ただし、期間1年以内の資金調達であっても、2事業年度にかかる資金調達は、前条に準じて行う。

- 2 資金調達にあたっては、条件、商品特性、調達期間等を比較検討し、効率的な資金調達を行わなければならない。

(担保の手続)

第9条 総長は、資金調達を行うため、大学の重要な資産を担保に供する場合、経営協議会の審議及び役員会の議決を経なければならない。ただし、中期計画に定められ

ている場合は、この限りではない。

## 第5章 資金の運用

(寄附金等の運用)

第10条 資金運用担当理事は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第34条の3第2項に規定する業務上の余裕金（以下「寄附金等」という。）について、同項に定める方法により、資金運用を行うものとする。

2 前項により寄附金等の資金運用を行う場合、その運用方針について、経営協議会の審議及び役員会の議決を経なければならない。

3 前2項に定めるもののほか、寄附金等の資金運用について必要な事項は、別に定める。

(その他の業務上の余裕金の運用)

第11条 財務部長は、前条第1項の規定による運用を行っている資金を除く業務上の余裕金について、法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条に定める方法により、資金運用を行うものとする。

2 前項による資金運用期間が1年を超える場合には、その運用方針について、経営協議会の審議及び役員会の議決を経なければならない。

## 第6章 資金管理実績の報告

(資金管理実績の報告)

第12条 財務部長は年次資金繰計画に基づく資金管理の実績を総長に報告するものとする。

## 第7章 その他

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、総長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年3月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年6月25日から施行する。